

議案第 22 号

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

小松島市介護保険条例（平成 12 年小松島市条例第 24 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「36,600円」を「33,852円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「54,900円」を「50,964円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「54,900円」を「51,336円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「65,880円」を「66,960円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「73,200円」を「74,400円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 89,280円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 96,720円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 111,600円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 126,480円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 141,360円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 156,240円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 171,120円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 178,560円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,960円」を「21,204円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,960円」を「21,204円」に、「36,600円」を「36,084円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年

度から令和8年度」に、「21,960円」を「21,204円」に、「51,240円」を「50,964円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「,第9号ロ,第10号ロ,第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号」を「第38条第1項第1号から第12号」に改め,同条第4項中「10円未満」を「1円未満」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は,令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の小松島市介護保険条例第4条並びに第6条第3項及び第4項の規定は,令和6年度以降の年度分の保険料から適用し,令和5年度以前の年度分の保険料については,なお従前の例による。